

合同保育期間における引継ぎ関係経費の助成

1 目的

芦屋市立打出保育所及び大東保育所合同保育業務委託契約に基づき、合同保育期間（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の間に市立保育所と移管先事業者の間で行う市の保育内容等を引継ぎに係る経費を支払うことで、円滑な保育の引継ぎに資するもの。

2 対象経費

合同保育に必要な職員の派遣に係る経費

3 算定方法

職種ごとに、職種別時間単価（※）に引継ぎに要する時間の月合計時間に乗じて算出する。なお、月合計時間の端数（1時間未満）については、40分を超えた場合に1時間として取り扱うものとする。

（参考）

※ 職種別時間単価表

職種	単価（単位：円/時）
施設長予定者	2,076
主任保育士予定者	2,008
保育士予定者	1,729
調理員等予定者	1,442
看護師等予定者	1,442

職種別時間単価：「令和元年度における私立保育所の運営に要する費用について」（府子本第197号 子保発0626第1号 令和元年6月26日 府子本第609号 子保発1106第1号 令和元年11月6日）における本俸基準額に社会保険料等相当分（1.2）を乗じ、費用弁償相当分（14,000円）を加えた額を日数（20日）及び勤務時間（7.75）で除した額（ただし、小数点以下切捨て）

4 支払方法

芦屋市財務会計規則第64条における概算払いとし、原則として令和3年6月、10月に支払う。

5 その他

実際の支払額は、合同保育実施年度の公定価格を基礎とするため、上記金額と異なる場合がある。また、支払額は当該年度における予算の範囲によるものとする。

以上